

弁護士 小池 崇之

謹んで新春お祝い申し上げます。

法テラス高知法律事務所にて弁護士をしております小池崇之と申します。一昨年5月から1年間の養成期間を池袋総合法律事務所でご過ごした後、去年5月に現事務所へ赴任いたしました。

法テラスの弁護士として、日々の業務に取り組んでいるうちにあっという間に7か月以上経過し、時の過ぎる速さを実感しています。

全く地縁のない高知県に赴任した当初は不安もありましたが、せっかく赴任したからには満喫しようと思い、週末には高知県だけでなく四国各地へドライブに行くことが現在の楽しみになっています。

ドライブをしていて思うことは、本当に自然が豊かであり、そこから得られる恩恵がたくさんあるということです。自然の風景が綺麗であることはもちろん、海、川そして山の幸、温泉、満天の星空など枚挙に暇がありません。

他方で、高知ならではの文化に触れ驚いたこともありました。高知では、お酒を飲みかわすときに、「べく杯」という杯の中に入っているお酒を全部飲み干さないとなに置くことができないお猪口を使うことがあります。驚きながらも、高知のおいしい食べ物を肴に、「べく杯」で飲む日本酒は絶品でした。

地縁の無い場所で、これまで触れたことのない文化に触れ、そこで暮らす人々と交流することができることは、法テラスの弁護士として働く魅力の一つであると言えます。そんな新しい出会いを楽しみながら、弁護士として少しでも高知の人たちのお役に立てるように引き続き全力で事件等に取り組んでいきたいと思っています。

< 法テラス高知法律事務所 >

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目1-3 7 丸ノ内ビル3階



四国カルスト



にこ淵の「仁淀ブルー」



龍河洞

いけそう便り

第10号
2024



謹賀新年

上高地にて徳澤までの途上で望む明神岳
撮影：弁護士 弘中 章

アクセス

【電車でお越しの方】 (池袋駅東口から徒歩約7分)
池袋駅東口(パルコ口)を出て、明治通りの信号を渡り、ヤマダ電機LABIの北側の道(向かって左の道)を進みます。
もう1つ信号を渡り、少し左にずれた道(WACCAの隣の道)をそのまますすぐ進みます。中池袋公園を通り東京建物プリリアホールの右側を進みファミリーマートの先にあります。

【お車でお越しの方】
当事務所のある城北自動車会館の立体駐車場(車高等の制限あり。有料。)をご利用いただくか、WACCA・サンシャインシティの駐車場など近隣の駐車場をご利用下さい。



池袋総合法律事務所
Ikebukuro Sogo Law Office

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-30-12城北自動車会館6階
Tel.03-3980-9190 Fax.03-3984-2484



<http://www.islo.jp>

新年のご挨拶

新しい年を迎え、みな様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

当事務所は、「地域の人々が安心して相談・依頼できる法律事務所」をコンセプトに業務を行ってまいりました。弁護士は、それぞれが専門性のある分野に精通しており、さらに、事務所内において様々な法的問題について定期的に研究会を開くなどして、近年の多様化・複雑化する相談内容についても事務所として十分に対応できる体制となっています。

なお、当事務所は各地に赴任する前の日本司法支援センター(法テラス)のスタッフ弁護士を養成する事務所でもありますが、昨年4月まで当事務所に在籍していた小池崇之弁護士は現在法テラス高知法律事務所にて活躍しています。

私どもは、これからも、みな様が気軽に相談できるいわゆる敷居の低い事務所を目指すとともに、みな様に充実した質の高い法的サービスを提供できるように研鑽に努めてゆく所存です。

今後とも、よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年 元旦

- 代表弁護士 木田 卓 寿
- 弁護士 荻野 明 一
- 弁護士 川合 順 子
- 弁護士 澤田 稔
- 弁護士 志水 芙美代
- 弁護士 鶴森 雄 二
- 弁護士 弘中 章



5点の衣類

弁護士 荻野 明一

袴田巖さんの再審裁判の争点は、みそ樽の中で1年2か月みそ漬けになっていた「5点の衣類」が袴田さんの着衣かどうかです。

袴田さんが昭和41年9月に起訴されてから57年が過ぎました。あまりに長くかかり過ぎます。

1年2か月もみそ漬けになった衣類に着いた血液の色が黒っぽく退色することは、実験や科学的説明により明らかになっています。検察が出してきた衣類のカラー写真によれば血液の色は赤味が残っていることから、この5点の着衣は第三者の捏造の（誰かが後からみそ漬けにした）可能性が高いことを、令和5年3月の東京高裁の決定は正面から認めました。しかし、まだ検察官は争う姿勢を示しています。

なによりも、こんなに長く袴田さんを死刑執行のおそれから解放できないのは、日本の再審に関する法律が極めて不十分であることはもとより、検察官が証拠開示に消極的だからです（被告人に有利な証拠は出さない）。上の5点の衣類のカラー写真が開示されたのは、最初の起訴から実に47年後のことです。

再審法の改正と、公益の代表者たる検察官の積極的な証拠開示を強く求めます。

遺跡の魅力に惹きつけられて

弁護士 川合 順子

昨年の博物館企画の個人的な一推しは、東京国立博物館の「古代メキシコ」展でした。学生時代にメキシコを旅し、テオティワカンやピラミッドやマヤ文明の幾つかの遺跡を訪れた数十年前の記憶が、展示を見ながら蘇ってきました。とりわけ、緑の密林の中に忽然と現れるパレンケ遺跡の壮麗で芸術的な建築物の数々は、息を呑むほどの素晴らしさだったことを思い出します。（当時は、「赤の女王」の出土前でした。）

仕事でも、埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査関連の案件を、縁あってこれまでに何件か担当しています。発掘調査担当者からレクチャーを受け、考古学の文献を読み、図面を精査し、文化庁の手引や報告書を調べ、教育委員会に照会する中で再認識したのは、調査・保存の重要性と困難さ、そしてやはり遺跡の魅力です。旅先に遺跡があれば足を伸ばしたくなり、地元の遺構や遺物展示も気になります。意外と身近にもある埋蔵文化財に触れて、遙か昔の人々の暮らしぶりに思いを馳せてみませんか。



和歌山・岩橋千塚古墳群の前方後円墳

「公務員労働法」の研究

弁護士 弘中 章

昨年3月、博士論文「『公務員労働法』の研究—労働時間・休暇、災害補償、失業補償における一般労働法と公務員法の比較を中心として」により、一橋大学の博士後期課程を修了しました。弁護士としての経験から出発しながらコロナ禍の3年で考えてきたところをまとめたことで一定の達成感を得られましたが、それも束の間のこと。しだいに「まとめきれていない!」という感覚の方が強くなり、焦燥感に駆られている今日この頃です。

とはいえ、今年の秋には、博士論文をもとにした学会報告に挑戦できることとなりました（日本労働法学会@京都産業大学）。「『公務員労働法』の研究」という、大げさなタイトルを冠してしまいましたが、各方面からの批判を仰ぎつつ、「労働法研究の知見を活かした公務員法の理解とは、どのような形において可能なか。また、それはどのようにあるべきなのか。」という問いについて、引き続き考えていきたいと思えます。

皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



論文はこちらからご覧いただけます。→

横文字言葉

弁護士 澤田 稔

「カタカナ語」とも言いますが、日本語に取り込まれると「外来語」となるようです。「アドボケイト」は外来語になったのでしょうか。今年4月施行の改正児童福祉法により児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等とその際の意見表明等支援事業の実施が義務化されます。

「インクルーシブ」はどうでしょうか。一昨年に国連障害者権利委員会が日本政府に、すべての障害児の普通学校への通学保障などを勧告したことが話題になりました。障害者権利条約24条1項は、「障害者を包容する(inclusive)あらゆる段階の教育制度」を保障しています。その場と一緒にいるというだけでなく、個別の支援も必要です。周囲の子どもは幼いときからインクルーシブな社会を体感できます。

障害者の権利以外にも、いまの学校に行きにくい子が通いやすい学校作りを目指すのもインクルーシブといえます。この言葉が外来語になっていく過程を見つめていきたいと思えます。



吉岐の帰りに立ち寄った柳河

改正公益通報者保護法の検証の一年に

弁護士 志水 芙美代

ビッグモーター事件など、著名企業の組織的な違法行為の嫌疑に関するニュースが世間を騒がせています。このような組織ぐるみや組織幹部による違法行為については、通報しても握りつぶされるなど内部通報制度が機能しないことも珍しくありません。それゆえに、行政機関に対する通報（行政通報）の重要性が増します。

令和4年6月施行の改正公益通報者保護法では、行政通報の保護要件が大きく緩和されたところですが、昨今のニュース報道を見ていると、十分に活用されているとはいえない状況です。制度や保護要件が複雑なこともあり十分に周知・理解されていないということもあるでしょうし、必ずしも通報を良しとしない風土のようなものが通報を躊躇させる側面もあるのかもしれませんが。組織内での違法行為をいち早く発見して是正に向けて動くことは、当該企業はもちろん社会全体にとっても利益となるはずですが、改正法の下で公益通報制度が適切に機能しているのか、十分な検証が求められる一年になると思えます。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

東京都消費生活総合センター消費者教育読本作成検討会による高校生向けWeb教材の作成に委員として参加しました。→



行って、見て、聞いて、話す

弁護士 鶴森 雄二

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年は、コロナ禍が終息となったわけではないものの（子どもの学校では、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやプール熱も流行っていました）、種々の行動制限が（気持ち的なものも含めて）緩和され、徐々にできるようになったことが多くありました。旅行に出かけたり、人の集まるイベント（懇親会など）に参加したり、あるいは開催したりしました。画面越しではなく、実際に行ってみて体験したり、あるいは人に会って話してみたりして、あらためて、自分の目で見て、自分の耳で聞いて、対面して話すことの重要性を認識した次第です。もともと社交的な人間ではなく、どちらかというと家で本を読んだり、テレビを見たりして過ごすことの方が多のですが、行って、見て、聞いて、話すことをどんどん増やしていきたいと思っております。



清水の舞台

再審法改正について

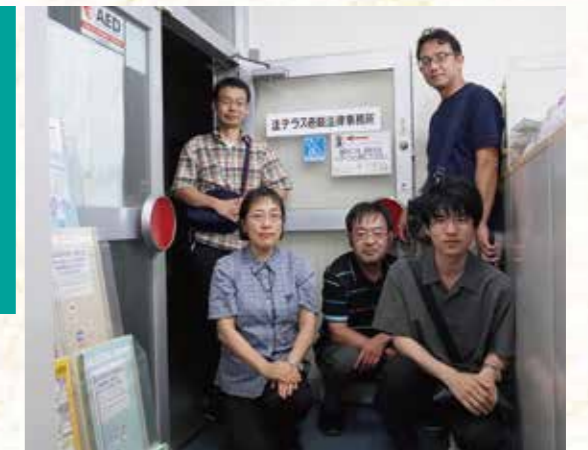
弁護士 木田 卓寿

私は、令和5年4月1日から1年間、日本弁護士連合会（日弁連）の常務理事を務めています。日弁連が現在注力している再審法改正の実現に向けての運動についてご説明します。

改正の主要な点は、まず、①再審請求手続きにおける証拠開示の制度化です。再審請求の段階で開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしている事件は多いのですが、現行法に明文の規定がないため裁判所の姿勢によって証拠開示の在り方に大きな格差が生じているという問題があります。次に、②再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止です。過去の再審事件の長期化は、この検察官の不服申し立てによって生じる場合が多いといわれています。現在の再審制度は裁判のやり直しをするかどうかを審理・決定する再審請求手続きと、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判手続きの2段階の手続きとなっています。検察官は、再審公判手続きにおいて有罪の正当性を主張する機会が十分保障されているのですから、入り口の判断で不服申し立てを認め長期化させて冤罪被害者の救済を遅らせるという状況は解消されるべきです。

是非、再審法改正についてご理解いただければと思います。

訪問報告



昨年9月に法テラス吉岐法律事務所を訪問してきました。同所に赴任中の宮原悠太弁護士とともに、島の南端から夕映えの海を眺めたり、古墳群を巡ったりするなどして、吉岐の自然や歴史を感じることができました。（弘中・記）



法テラス吉岐 外観